

**解答解説**

# 2024後期・社福国試対策

高齢者福祉(85~90+④)、児童・家庭福祉(91~96+⑤)

「令和5年版高齢社会白書」（内閣府）で示された日本の高齢期の暮らしの動向に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 労働力人口比率において、75歳以上の割合は約3割となっている。
2. 65歳以上の生活保護受給者の人数（被保護人員）は、増加を続けている。
3. 65歳以上の者の死因は、「心疾患（高血圧性を除く）」が最も多い。
4. 75歳以上で要介護の認定を受けた人の割合は、約2割となっている。
5. 65歳以上の交通事故死者数は、増加している。

【正答】4

1. 誤り。令和4年の労働力人口比率（人口に占める労働力人口の割合）を見ると、75歳以上の割合は11.0%である。なお、65～69歳では52.0%、70～74歳では33.9%である。（『令和5年版高齢社会白書』内閣府HP ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s\\_01-3.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s_01-3.pdf)) 参照)
2. 誤り。65歳以上の生活保護受給者数は105万人で、前年と比べて横ばいである。また、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.91%で、前年と比べてほぼ横ばいである。（『令和5年版高齢社会白書』内閣府HP ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s\\_01-2.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s_01-2.pdf)) 参照)
3. 誤り。65歳以上の者の死因別の死亡率（令和3年の65歳以上人口10万人当たりの死亡数）を見ると、「悪性新生物（がん）」が934.2と最も高く、次いで、「心疾患（高血圧性を除く）」が554.8、「老衰」が422.0の順になっている。（『令和5年版高齢社会白書』内閣府HP ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s\\_02-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s_02-1.pdf)) 参照)
4. 正しい。要介護の認定を受けた人の割合を見ると、75歳以上の人は23.4%となっている。（『令和5年版高齢社会白書』内閣府HP ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s\\_02-2.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s_02-2.pdf)) 参照)
5. 誤り。令和4年中における65歳以上の者の交通事故死者数は1,471人で、平成27年以降、減少傾向が続いている。（『令和5年版高齢社会白書』内閣府HP ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s\\_04-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s2s_04-1.pdf)) 参照)

日本の高齢者保健福祉施策の変遷に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（2006（平成18）年）が制定され、市町村医療費適正化計画の策定が規定された。
2. 2014（平成26年）の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムを構築することが国や地方自治体の責務として規定された。
3. 認知症施策推進大綱（2019（令和元）年）では、「包括」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが示された。
4. 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（2011（平成23）年）では、高齢者の多様なニーズに対応するため、複数の高齢者向け賃貸住宅が整備された。
5. 2005（平成17）年の介護保険法改正により、地域支援事業において成年後見制度利用支援事業が実施されることとなった。

【正答】5

1. 誤り。厚生労働大臣が示す医療費適正化に関する施策についての基本的な方針や全国医療費適正化計画に基づき、都道府県医療費適正化計画を策定し、医療費の適正化の推進が図られている。（『新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P105参照）
2. 誤り。2011（平成23）年の介護保険法改正より、地域包括ケアシステムを構築することが国や地方自治体の責務と規定され、本格的に地域包括ケアシステムへの取組みが開始された。（『新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P85参照）
3. 誤り。大綱の基本的な考え方において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが示されている。（『認知症施策推進大綱について』厚生労働省HP（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html)）参照）
4. 誤り。従来の高齢者住まい法では、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅と称される高齢者向け賃貸住宅が複数存在し、利用者には大変わかりにくくなっていたため、それらを廃止して、サービス付き高齢者向け住宅に一本化された。（『新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P121参照）
5. 正しい。2005（平成17）年の介護保険法改正により、地域支援事業が創設され、その他の事業の1つとして成年後見制度利用支援事業が規定された。（『新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P124、135参照）

57 入浴介助に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 浴槽への移動は、片麻痺がある場合は原則として患側から行う。
2. 食前、食後1時間前後に入浴することが望ましい。
3. 心疾患や高血圧症がある場合は、全身浴が望ましい。
4. 脱衣所や浴室の温度差に注意する。
5. 障害があっても自助具などを使わず、すべて自力で洗身するよう促す。

【正答】4

1. 適切でない。浴槽への移動は、片麻痺がある場合は原則として健側から行う。（『新・社会福祉士養成講座 ⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P400参照）
2. 適切でない。消化、吸収機能の低下を避けるため、食前、食後の1時間は避ける。（『新・社会福祉士養成講座 ⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P400参照）
3. 適切でない。心疾患や高血圧症などがある場合は、湯の温度は40℃以内にとどめ、半身浴としたほうが心臓への負担が少ない。（『新・社会福祉士養成講座 ⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P401参照）
4. 適切。血圧の急激な変化を避けるため、脱衣所や浴室の温度差に注意する。特に冬場では室温を22～25℃に保つ。（『新・社会福祉士養成講座 ⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P441参照）
5. 適切でない。自立支援の観点から、障害があっても自力で洗身ができるよう、入浴用の自助具なども活用して自立を促す。（『新・社会福祉士養成講座 ⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P400参照）

事例を読んで、X居宅介護支援事業所のY介護支援専門員（社会福祉士）によるAさんへの支援内容として、適切なものを2つ選びなさい

【事例】

Aさん（76歳、女性、要介護5）は、52歳の長女と暮らしている。6年前に脳梗塞を発症して以降、再発を繰り返している。軽度の構音障害はあるが、意思疎通の困難はない。夫の仕事の関係で30歳の時にこの地域に転居してきたため、幼なじみはいない。生け花が趣味で教室にも通っていたが、老人会などの活動には参加していない。誤嚥性肺炎による入退院を繰り返しているが、身体機能の低下と衰弱がみられ、臨死期へ移行する移行期と考えられる。担当のX居宅介護支援事業所のY介護支援専門員は、「病院でなく、自宅で過ごし最期を迎えたい」というAさんと長女の意向を踏まえ、居宅サービス計画を立案している。

1. アドバンス・ケア・プランニングが有効である。
2. 本人、家族、ケアチーム間でゴールの共有のみ行う。
3. 長女の介護負担軽減のため、レスパイトサービスを利用する。
4. 残された家族の悲嘆からの回復をサポートするため、グリーフセラピーを実施する。
5. 多職種連携チームを編成、組織化することが求められる。

【正答】1;5

1. 適切。アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning：ACP）とは、本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを意味する。
2. 適切でない。本人、家族、ケアチーム間で意思決定過程を共有しゴールを設定する。また、ゴールを設定しても、死別のその時まで看取る意思の揺らぎは繰り返される。希望や看取る意思は揺らぎ変化するのが当然と受け止め、その変化をモニタリングし、本人、家族、ケアチーム間で合意形成を積み上げていくことが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P439参照）
3. 適切でない。レスパイトサービスを利用することで、長女の介護負担が軽減されることも期待できるが、本人ならびに長女も「病院でなく、自宅で過ごしたい」と意向を示しており、レスパイトサービスを利用することは適切ではない。
4. 適切でない。看取り後において、残された家族の悲嘆反応をとらえ、悲嘆からの回復をサポートできるよう、グリーフケアを実施する。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P441参照）
5. 適切。高齢者の残された日々のQOLを高めるために多職種連携チームを編成することは重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P439参照）

89 介護保険制度の市町村の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 高齢社会対策大綱を定める。
2. 介護保険審査会の設置、運営をする。
3. 介護保険特別会計を設置する。
4. 財政安定化基金の設置、運営をする。
5. 介護保険事業支援計画を策定する。

【正答】3

1. 誤り。高齢社会対策大綱を定めるのは、国の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P214参照）
2. 誤り。介護保険審査会の設置は、都道府県の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P216参照）
3. 正しい。「市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。」と介護保険法第3条第2項で定められている。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P217参照）
4. 誤り。財政安定化基金の設置、運営は都道府県の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P216参照）
5. 誤り。介護保険事業支援計画の策定は、都道府県の役割である。（『新・社会福祉士養成講座⑩高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』中央法規出版（2019年）P216参照）

90 介護保険にかかわる職種に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 介護支援専門員の登録を受けるために必要とされる実務経験は、社会福祉士の場合、10年以上とされている。
2. 介護支援専門員は、その業務に関して知りえた人の秘密を漏らしてはならないとされているが、この規定は介護支援専門員を辞めた後には適用されない。
3. 訪問介護員は、居宅等において介護サービスを提供するものであり、介護福祉士や都道府県知事が行う介護員の養成に関する研修等の修了者等が従事することとされている。
4. 介護サービス相談員派遣等事業は、介護保険制度における地域支援事業として実施が義務づけられている。
5. 介護サービス相談員派遣等事業の実施主体は、都道府県である。

【正答】3

1. 誤り。社会福祉士の場合、介護支援専門員の登録を受けるために必要とされる実務経験は5年以上とされている。（介護保険法施行規則第113条の2参照）
2. 誤り。秘密保持義務は、介護支援専門員でなくなった後においても同様とすると規定されている。（介護保険法第69条の37参照）
3. 正しい。訪問介護員は、介護福祉士と都道府県などが実施する介護員養成研修を修了すると資格が認定される。（介護保険法施行令第3条参照）
4. 誤り。介護サービス相談員派遣等事業は、地域支援事業の任意事業として実施されている。（「介護サービス相談員派遣等事業の概要」厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872732.pdf>）参照）
5. 誤り。介護サービス相談員派遣等事業の実施主体は市町村である。（厚生労働省通知『介護サービス相談員派遣等事業の実施について』参照）

①

事例を読んで、A市の地域包括支援センターの社会福祉士の初期対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Bさん（85歳）は、在宅で認知症の妻Cさん（80歳、要介護2）を介護している。Cさんは認知症が進行してきた。最近、Bさんは持病の腰痛が悪化して、日々の介護がつらくなってきた。Cさんは要介護認定を受けているにもかかわらず、介護サービスを利用していない。遠方に暮らす一人息子のDさんは、心配になり自分のところに引っ越して一緒に住むことを勧めるが、Bさんは乗り気ではない。Dさんは、両親の住むA市の地域包括支援センターに相談に行った。

1. Bさんの腰痛の治療を優先するように指示した。
2. Dさんと同居するように、Bさんを説得すると約束した。
3. Cさんの在宅生活は難しいと判断して、施設入所を助言した。
4. Cさんが介護保険サービスを利用していない理由をBさんに確認したいと伝えた。
5. Dさんに両親のもとへ引っ越して、介護をするようアドバイスした。

【正答】4

1. 適切でない。まずは、Bさんから直接に状況や意向を確認することが大事である。
2. 適切でない。Dさん宅に引っ越しすることは、Bさんは乗り気ではないという情報があるため、あらかじめ説得を約束することは、適切ではない。
3. 適切でない。BさんとCさんの状況や意向を確認せず、職員の判断のみで施設入所の手続きを進めることは適切ではない。
4. 適切。Bさんの持病の腰痛の悪化やCさんの認知症の進行への対応には、今後介護保険サービスの利用を進めていくことは望ましい。まず、要介護認定後にサービス利用につながっていない理由をBさんとCさんに確認し、ご本人の意向に寄り添う対応が求められる。
5. 適切でない。BさんCさんDさんの事情や状況、意向を十分に把握せず、Dさんに同居のアドバイスをすることは拙速である。

② 老人福祉法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 養護老人ホームの入所要件は、要介護状態もしくは要支援状態であることとされている。
2. 有料老人ホームの設置者は、あらかじめその施設を設置しようとする地の市町村長に認可をうける必要がある。
3. 特別養護老人ホームは、やむを得ない事由により介護保険のサービスを受けられない場合にのみ、都道府県が入所措置を行う。
4. 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。
5. 社会福祉法人は、厚生労働大臣の許可を受けて、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを設置することができる。

【正答】4

1. 誤り。65歳以上のものであり、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者であると規定されている。（老人福祉法第11条1項1号参照）
2. 誤り。有料老人ホームを設置しようとするものは、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、法定の事項を届け出なければならない。（老人福祉法第29条第1項参照）
3. 誤り。やむを得ない事由により入所措置を行うのは市町村である。（老人福祉法第11条参照）
4. 正しい。都道府県は老人福祉施設を設置することができる。（老人福祉法第15条1項参照）
5. 誤り。社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。（老人福祉法第15条4項参照）



③ 令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）で示されている「養護者」による高齢者虐待に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 虐待の発生要因として最も多いものは、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」である。
2. 虐待の内容として最も多いものは、介護等放棄である。
3. 被虐待高齢者の被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「夫」が最も多い。
4. 虐待の相談・通報者では、「介護支援専門員」が最も多い。
5. 被虐待高齢者のうち、「女性」が75.6%を占める。

【正答】5

1. 誤り。虐待の発生要因として最も多いのは、被虐待者の「認知症の症状」が55.0%、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が52.4%、虐待者の「精神状態が安定していない」が48.7%、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が47.3%であった（複数回答）。（『令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>）参照）
2. 誤り。養護者による虐待の種別では「身体的虐待」が67.3%で最も多く、次いで「心理的虐待」が39.5%、「介護等放棄」が19.2%、「経済的虐待」が14.3%であった（複数回答）。（『令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>）参照）
3. 誤り。被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が38.9%で最も多く、次いで「夫」22.8%、「娘」19.0%であった。（令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>）参照）
4. 誤り。相談・通報者38,850人のうち「警察」が12,695人（32.7%）で最も多く、次いで「介護支援専門員」が9,681人（24.9%）、「家族・親族」3,095人（8.0%）であった。（『令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>）参照）
5. 正しい。被虐待高齢者16,809人のうち、「女性」が12,713人（75.6%）を占め、年齢では「80～84歳」が4,143人（24.6%）、「85～89歳」が3,545人（21.1%）であった。（『令和3年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029242.pdf>）参照）

④

高齢者の住まいに関する法制度について次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 住宅確保要配慮者に対して居住支援に取り組む法人（居住支援法人）は、その申請により、都道府県知事から指定されることとなっている。
2. サービス付き高齢者向け住宅は、入居者に対し、介護保険制度における居宅サービス及び生活相談サービスの提供を義務付けている。
3. 市町村は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（市町村賃貸住宅供給促進計画）の作成を義務づけられている。
4. 国土交通大臣が、高齢者の居住の安定の確保に関する基本指針を定めなければならない。
5. 終身建物賃貸借制度は貸借人が死亡することで賃貸借契約が終了する借家契約であり、75歳以上の高齢者が対象とされる。

【正答】1

1. 正しい。都道府県知事は、特定非営利活動法人や一般社団法人もしくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住支援を行うことを目的とする会社等を、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができる。（住宅セーフティネット法第40条参照）
2. 誤り。サービス付き高齢者向け住宅には、状況把握サービスと生活相談サービスを義務付けている。（高齢者住まい法第5条1項参照）
3. 誤り。市町村は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（市町村賃貸住宅供給促進計画）の作成をすることができる。（住宅セーフティネット法第6条1項参照）
4. 誤り。国土交通大臣と厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本指針を定めなければならない。（高齢者住まい法第3条1項参照）
5. 誤り。対象は、自ら居住するために住宅を必要とする60歳以上の高齢者である。（高齢者住まい法第52条参照）

9 / 児童に関する法律等の年齢の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 子ども・子育て支援法で「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
2. 児童福祉法で「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
3. 母子及び父子並びに寡婦福祉法で「児童」とは、18歳未満の者をいう。
4. 少年法で「少年」とは、小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者をいう。
5. 児童の権利に関する条約で「児童」とは、20歳未満の者をいう。

【正答】2

1. 誤り。子ども・子育て支援法第6条「この法律において『子ども』とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、『小学校就学前子ども』とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。」（子ども・子育て支援法<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000065>参照）
2. 正しい。児童福祉法第4条第2号で、「幼児」を「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。」と定義している。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P74参照）
3. 誤り。母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項「この法律において『児童』とは、20歳に満たない者をいう。」（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P195～196参照）
4. 誤り。少年法第2条「この法律において『少年』とは、20歳に満たない者をいう。」なお、児童福祉法第4条第3号で、「少年」を「小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者」と定義している。（少年法<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000168>参照）
5. 誤り。児童の権利に関する条約第1条「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P14参照）

9 児童の権利に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 児童憲章は、国際連合が採択した「児童権利宣言」を批准したことにより制定された。
2. 児童の権利に関するジュネーブ宣言は、第2次世界大戦後に国際連合で策定された。
3. 児童の権利に関する条約は、初めて子どもを保護の対象としたことが画期的とされている。
4. 第1回ホワイトハウス会議（全米児童福祉白亜館会議）での宣言で、「20世紀を児童の世紀とする」と提唱された。
5. 民法の規定には、親権者は子の監護及び教育する権利とともに義務を負うことも規定されている。

【正答】5

1. 誤り。わが国の児童憲章が制定されたのは1951（昭和26）年で、国連で児童権利宣言が採択されたのは、8年後の1959（昭和34）年である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P12参照）
2. 誤り。児童の権利に関するジュネーブ宣言は、子どもたちにとっても悲惨な状況となった第一次世界大戦後の1924年に国際連盟で採択された。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P11参照）
3. 誤り。初めて子どもを保護の対象ととらえたのは、1924年に国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」である。「児童の権利に関する条約」は、これまでの保護の対象としての受動的権利に加え、思想良心の自由や、表現の自由など能動的権利も認めるところに大きな特徴がある。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P14参照）
4. 誤り。「20世紀を児童の世紀とする」と提唱したのはスウェーデンの思想家エレン・ケイである。1900年に「児童の世紀」を著し、この中で提唱している。第1回白亜館会議の中で、セオドア・ルーズベルト大統領は、提言の中で「家庭は人類の生んだもつとも気高い文明の所産であり、やむをえない事情がない限り、家庭から児童を引き離してはならない。」と述べた。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P11, 28参照）
5. 正しい。民法820条：親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う。（2011年の改正により下線部分が加えられた。）（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P15参照）

93 児童福祉法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 「児童の健やかな育成」に対して国民の努力義務は特に規定されていない。
2. すべての児童は、ハーグ条約の精神にのっとり、福祉等を保障される権利を有するとしている。
3. 国は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うとしている。
4. すべての児童に関する法令の施行にあたっては、児童福祉法の原理が、常に尊重されなければならないと規定している。
5. 家庭で養育が困難又は適当でない場合の措置として、児童福祉施設において継続的に養育されることが原則であるとしている。

【正答】4

1. 誤り。児童福祉法第2条第1項で：「全ての国民は、（略）心身ともに健やかに育成されるように努めなければならない。」としてある。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P74参照）
2. 誤り。児童福祉法第1条に規定。「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（略）保障される権利を有する。」とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P74参照）  
なお、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）とは、1980年ハーグ国際私法会議が採択したもので、国境を超えて子どもが不法に連れ去られたりした場合の子どもの返還手続や面会交流に関して定めている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P17参照）
3. 誤り。児童福祉法第2条第2項に規定。第一義的責任を負うのは「国」ではなく、「児童の保護者」である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P74参照）
4. 正しい。児童福祉法第3条に規定。「児童福祉法で規定する原理をすべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」としている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P74参照）
5. 誤り。児童福祉法第3条の2に規定。国及び地方公共団体の責務として、家庭における養育環境と同様の養育環境（つまり里親やファミリーホーム）において継続的に養育されること、それが無理なら良好な家庭的な環境（つまり施設の小規模化）で養育されるように努めなければならないとしている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P84参照）

94 児童福祉法に規定する施設、事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設の退所を予定している児童に対し、社会的自立のための訓練を行う事業である。
2. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の養育者は、通勤による勤務も可能である。
3. 母子生活支援施設は、父子家庭でも入所が可能となった。
4. 児童家庭支援センターは、市町村に設置努力義務がある。
5. 都道府県は、児童自立支援施設を設置しなければならない。

【正答】5

1. 誤り。児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、義務教育終了後、児童養護施設などを退所し、就職する児童等に対して、共同生活を通じて、日常生活上の援助や就業の支援などを行うものである。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P225参照）
2. 誤り。養育者は、専任の養育者にならなければならないが、当該住居に生活の本拠を置くことが必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P225参照）
3. 誤り。母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童」を入所させると規定されており、父子家庭の入所を認めていない。なお、入居する母子家庭には、配偶者による暴力を理由とするものが少なくない。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P204参照）
4. 誤り。児童家庭支援センターは、児童福祉法に規定する地域に密着した専門的な相談支援を行う児童福祉施設である。児童福祉施設に附置されていることが多い。市町村に設置努力義務はない。なお、市町村に設置努力義務がある相談や支援等を行う機関は、「子ども家庭総合支援拠点」である。（2024年からは子ども家庭センターに代る。）（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P94参照）
5. 正しい。都道府県は児童自立支援施設を設置しなければならない。（根拠法令：児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条）（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P95参照）

95 「令和3年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」に関する次の記述うち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 対応総件数は、20万件を超えており過去最多となった。
2. 相談の内容別件数では、もっとも多いのは、身体的虐待である。
3. 相談の経路別件数では、もっとも多いのは、近隣知人である。
4. 主な虐待者別構成割合をみると「実父」が最も多い。
5. 被虐待児童を年齢別にみると、「14歳」が最も多い。

【正答】1

1. 正しい。総対応件数は、207,660件で、前年度に比べ2,616件（1.3%）増で、過去最多を更新した。（令和3年度福祉行政報告例の概況[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka\\_gaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf)参照）
2. 誤り。相談の内容別件数は、多い順に、心理的虐待全体の60.1%、身体的虐待23.7%、ネグレクト15.1%、性的虐待1.1%となっている。（令和3年度福祉行政報告例の概況[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka\\_gaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf)参照）
3. 誤り。相談の経路別件数は、多い順に、警察等が全体の49.7%、近隣知人13.5%、家族親戚8.4%、学校6.7%となっている。（平成4年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000987725.pdf>参照）
4. 誤り。主な虐待者別構成割合をみると「実母」が47.5%と最も多く、次いで「実父」が41.5%、「実父以外の父親」5.4%、「その他」5.2%、「実母以外の母親」0.5%となっている。（令和3年度福祉行政報告例の概況[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka\\_gaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf)参照）
5. 誤り。被虐待者の年齢別にみると、「3歳」が14,035件と最も多く、次いで「1歳」13,593件となっている。「14歳」は10,231件。1歳から4歳にピークがあり、年齢が上がるに従い減少する傾向にある。（令和3年度福祉行政報告例の概況[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka\\_gaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf)参照）

9/8

事例を読んで、子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員が、紹介するサービスとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Aさんは、会社員の夫と1歳の長男の3人家族である。1か月前に夫が転職したことをきっかけに、B市に越してきた。夫婦の実家も遠く、知り合いもなく孤独感を感じながら子育てをしていた。夫の収入も減ったことで将来的には働きに出ようとも考えているが、子どももまだ小さいし、しばらくは地域に慣れようと思っている。Aさんは、子育て支援の情報を得ようと市の子ども家庭総合支援拠点を訪ねた。子ども家庭支援員は、Aさんの話を聞きながらサービスを紹介した。

1. 子育て短期支援事業
2. 乳児家庭全戸訪問事業
3. 地域子育て支援拠点事業
4. 家庭的保育事業
5. 産後ケア事業

【正答】3

1. 適切でない。子育て短期支援事業とは、保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に困難になった場合に行う事業。児童養護施設等に数日間預ける短期入所生活援助（ショートステイ）事業と平日の夜間などに預ける夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P203参照）
2. 適切でない。乳児家庭全戸訪問事業とは、通称「こんにちは赤ちゃん事業」。原則として生後4か月に達するまでの子どもがいる全ての家庭を訪問する事業。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P192参照）
3. 適切。地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の交流を行う事業。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P190～191参照）
4. 適切でない。家庭的保育事業とは、家庭的保育者の居宅等で行う定員5人以下の保育事業。地域型保育給付の一つで就労等を理由にした継続的な保育である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P174参照）
5. 適切でない。産後ケア事業とは、母子保健法第17条の2に定める産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児を支援する事業のこと。なお、この事業は、母子保健法の改正により2021年から開始された事業である。（母子保健法<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000141>参照）



① 障害児や病児への支援サービスに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。  
(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

1. 障害児福祉手当は、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給される。
2. 医療的ケア児支援センターの設置は、母子保健法に規定されている。
3. 児童発達支援センターの利用のための給付決定は、児童相談所が行う。
4. 障害児への補装具給付は、障害者総合支援法に規定されている。
5. 知的障害児に交付される療育手帳は、知的障害者福祉法に規定されている。

【正答】1;4

1. 正しい。障害児福祉手当は、障害児のうち、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介助を必要とする在宅の障害児に対し支給する。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P149参照）
2. 誤り。医療的ケア児支援センターは、2021年に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）に規定され、都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務を、社会福祉法人等を指定し行わせ、又は自ら行うことができるとされている。（医療的ケア児支援法<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000081>参照）
3. 誤り。児童発達支援センターは、児童発達支援等の障害児通所支援を行う児童福祉施設であるが、障害児通所支援の事務は市町村が行う。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P145参照）
4. 正しい。補装具給付は、年齢に関係なく障害者総合支援法の自立支援給付の一つである。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P145参照）
5. 誤り。療育手帳は、知的障害者福祉法に規定されておらず、1973年の厚生省通知（療育手帳制度について）を基に、都道府県が交付している。等級区分も都道府県により異なる。（厚生省通知（療育手帳制度について）[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9476&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9476&dataType=1&pageNo=1)、『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P145参照）

2 子ども・子育て支援制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 認定こども園の4類型の中で最も施設数が多いのは、保育所型である。
2. すべての認定こども園に保育教諭を配置しなければならない。
3. 企業主導型保育事業は、法的には認可外保育施設に位置づけられるため、都道府県への届出により開始される。
4. 保育の必要性の認定にあたっては、「事由」「区分」「障害の有無」の3つの認定基準を設けている。
5. 地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、夜間・休日保育事業、延長保育事業の4つである。

【正答】3

1. 誤り。2018（平成30）年4月現在の認定こども園は6,160件あり、その中で最も施設数が多いのは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ幼保連携型（4,409件）である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P172～173参照）
2. 誤り。保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有した保育者を「保育教諭」といい、この保育教諭を配置することとされているのは、幼保連携型認定こども園である。その他の認定こども園では、満3歳以上の子どもの場合は保育士と幼稚園教諭の併有が望ましく、満3歳未満の子どもの場合は保育士資格が必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P174参照）
3. 正しい。企業主導型保育事業は、児童福祉法第6条の3第12項に規定される事業所内保育施設のうち、子ども・子育て支援法に基づく給付対象施設として認められた事業主に補助して行う保育事業で、法的には認可外保育施設に位置づけられるため、市町村の手続きを経る前に都道府県への届出によって開始される。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P179参照）
4. 誤り。子ども・子育て支援制度下の給付対象の保育所、認定こども園、幼稚園は、市町村からの「保育の必要性」の認定を受けた者が空き状況に応じて利用の申請をする。保育の必要性の認定にあたっては「事由」「区分」「優先利用の有無」の3つの認定基準を設けている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P168参照）
5. 誤り。地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズに柔軟に対応することができることを目的として設けられており、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類がある。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P174参照）

③ 子どもの貧困に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、都道府県は地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策計画を策定しなければならない。
2. 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、世帯の大人の人数にかかわらず同程度である。
3. 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国及び地方公共団体による支援の対象に保護者は含まれない。
4. 子どもの貧困に関する大綱では、学校が子どもの貧困対策の基盤であるプラットフォームとしている。
5. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的は、すべての子どもが適切に養育されること、生活を保障されること並びに自立が図られることである。

【正答】4

1. 誤り。子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条より、都道府県における子どもの貧困対策計画の策定は、努力義務である。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P125参照）
2. 誤り。大人1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率は、2015（平成27）年では50.8%であり、大人2人以上で養育している世帯の10.7%と比べてはるかに高い。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P124、「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省）P15参照）
3. 誤り。子どもの貧困対策の推進に関する法律第11条、第12条より、国及び地方公共団体による支援の対象に保護者も含まれている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P125参照）
4. 正しい。子供の貧困対策に関する大綱より、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を展開するとしている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P126参照）
5. 誤り。子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的は、「子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」とされている。（子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条参照）

④

事例を読んで、T母子・父子自立支援員がMさんに紹介するサービスとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（39歳、会社員）は3年前に夫を亡くし、娘のUちゃん（5歳）を一人で育ててきた。夫と死別する前から、現在の会社で非正規社員として働いてきたが、勤務先の経営状況は思わしくなく、今後の仕事や子育てに不安を感じ、市役所のT母子・父子自立支援員のところに相談に来た。MさんはT母子・父子自立支援員に「今後は資格を取得して、医療や介護分野で働き、生活を安定させたい」と話した。

1. 子育て短期支援事業を紹介する。
2. 子どもの生活・学習支援事業を紹介する。
3. 高等職業訓練促進給付金等事業を紹介する。
4. 児童発達支援センターの相談窓口を紹介する。
5. 母子生活支援施設を紹介する。

【正答】3

1. 適切でない。子育て短期支援事業は、養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。この事例では、今後の子育てに不安を抱えているものの、養育が一時的に困難となっている状況ではないため、子育て短期支援事業の紹介は適切ではない。（児童福祉法第6条の3第3項参照）
2. 適切でない。子どもの生活・学習支援事業は、ひとり親家庭の子どもの学習支援・居場所づくりを行う事業である。この事例では、Mさんの経済的な理由による不安が問題とされているため、現時点でこの事業を紹介することは適切とはいえない。（厚生労働省「ひとり親家庭への支援について（平成30年4月）」P24参照）
3. 適切。高等職業訓練促進給付金等事業では、ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に高等職業訓練修了支援給付金が支給されるもので、この事例ではMさんが医療や介護系の資格を取得して自立したいとの希望を示していることから、この事業の紹介は適切である。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>参照）
4. 適切でない。児童発達支援センター（福祉型）は障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自立に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うとともに治療を行う施設である。本事例にUちゃんが障害を持っているという記述はないため、児童発達支援センターに相談する問題は見受けられない。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P96表3-3、P145参照）
5. 適切でない。母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談援助を行う児童福祉施設である。MさんとUちゃんは経済的な課題や不安を抱えているが、現在、自立はできていることから施設入所の支援が行われる状況にはない。（児童福祉法第38条）

⑤ 児童虐待防止における関係機関の役割に関する次の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. オレンジリボン運動は、政府（厚生労働省）が社会啓発として行っている児童虐待防止活動である。
2. 学校及び教職員には、児童虐待を早期に発見する役割が求められている。
3. 認定こども園で児童虐待を発見した場合、保育教諭は、まず家庭訪問により支援を行わなければならない。
4. 児童虐待に関する対応は、都道府県の業務として一元化されている。
5. 市町村は、要保護児童対策地域協議会を設置しなければならない。

【正答】2

1. 誤り。オレンジリボン運動は、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークにより進められている児童虐待防止活動である。（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク「オレンジリボンについて」<http://www.orangeribbon.jp/zenkokonet/post-2.php>参照）
2. 正しい。児童虐待の防止等に関する法律第5条において学校及び教職員には、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童・生徒の安全を確保するための役割が求められている。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P249～251参照）
3. 誤り。児童福祉施設の職員には、児童虐待の早期発見に努めることが義務づけられ、発見したら速やかに専門機関に通告することが必要であり、家庭訪問を行うことではない。（『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P249～251参照）
4. 誤り。市町村または都道府県の設置する福祉事務所が通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所長には児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、立入調査や一時保護を行うと定められている。また、市町村は、乳児家庭全戸訪問事業を実施しており、市町村も児童虐待防止の業務を担っている。（児童虐待の防止等に関する法律第8条、『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P249～252参照）
5. 誤り。要保護児童対策地域協議会は、市町村における児童家庭相談体制の強化を目的とした協議会である。この協議会の設置は努力義務とされている。（児童福祉法第25条の2、『新・社会福祉士養成講座⑩児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P256～257、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html>参照）